

# 浦野家通信



# 1月

〒550-0013  
大阪市西区新町1-2-9  
日宝四ツ橋新町ビル5F  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第52号  
発行人：所員一同

料金別納  
郵便

## 今月の税務

- 1月12日（火）
  - ・12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 1月20日（水）
  - ・納期の特例を受けている場合  
7月～12月の源泉所得税の納付
- 2月1日（月）
  - ・11月決算法人の確定申告と納税
  - ・5月決算法人の中間申告と納税
  - ・2月、5月、8月決算法人の消費税の  
三か月ごとの中間申告
  - ・12月分社会保険料納付
  - ・償却資産（固定資産税）の申告

皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年は、コロナという見えない敵と戦った  
大変な1年となったかと思えます。

私自身、昨年はコロナ禍で  
浦野会計事務所がお客様に何ができるのかを  
考えさせられる1年となりました。

ただ、今年もこのような状況が  
しばらく続くのかと考えております  
今年も昨年以上に皆様のお役に少しでも立てるように  
サポートさせていただきますので  
今年1年もコロナに負けず  
皆様、一緒に頑張っていきましょう。  
代表税理士 浦野 充敏

かなり以前は、養子縁組を利用して相続税の基礎控除額を増やし相続税を免れた納税者がいたそうです。そこで、昭和63年の税制改正により養子の数に制限を加えられました。これは、養子縁組を何人しても遺産に係る基礎控除などの税金計算に用いる法定相続人の数について実子がいる人には、法定相続人の養子は1人まで実子のいない人は2人までという税法上の制限です。孫を養子にして、相続税の節税をされた納税者がいたそうで、これに対して平成15年度の税制改正で孫が祖父祖母から相続を受ける時に相続税額の2割加算制度が適用されることになりました。

相続税  
のお話





## 固定資産税の減免特例について

以前にもご紹介いたしました、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置について再度お知らせいたします。

### ① 固定資産の減免特例制度について

この特例は、中小事業者等が新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年2月から同年10月までの間の連続する3か月間の売上高が、対前年同期比で50%以上減少した場合は、令和3年度課税分の固定資産税に限り「全額免除」30%以上50%未満減少した場合には、「2分の1」に減免されるというものです。しかしながら、固定資産税の課税対象となる土地、家屋、償却資産全てが対象とはならず、本特例の対象資産は、その内の、事業用家屋（棚卸資産は対象外）及び償却資産に係る部分に限定されております。業種については性風俗関連特殊営業を除いてどんな業種でも対象となります。

### ② 適用を受けるための手続

#### 1. 提出書類

(ア) 事業用家屋及び償却資産共通して提出するもの

- ・新型コロナウイルス感染症に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置適用に関する申告書  
(認定支援機関等の確認をうけたもの)
- ・事業収入の減少を証明する書類  
(会計帳簿、青色申告決算書、収支内訳書の写し等)

(イ) 事業用家屋

- ・事業用家屋の特例対象資産一覧
- ・特例対象資産の事業専用割合を示す資料  
(青色申告決算書、収支内訳書の写し等)

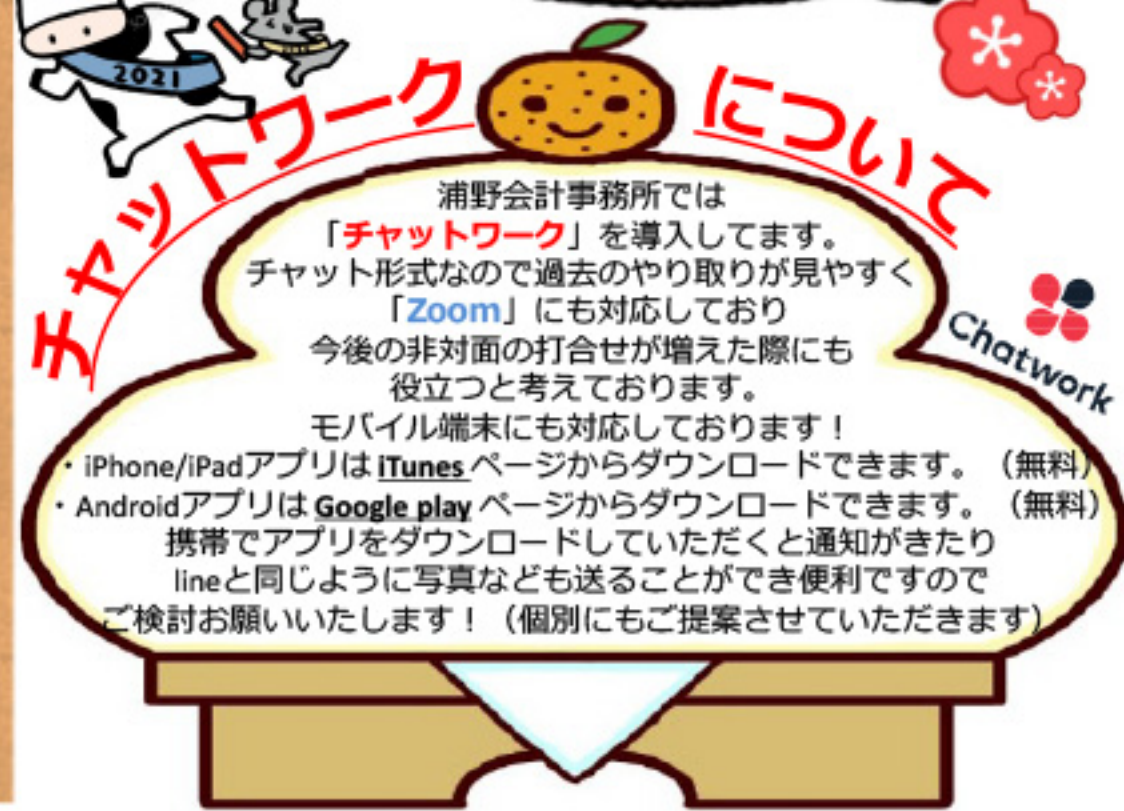
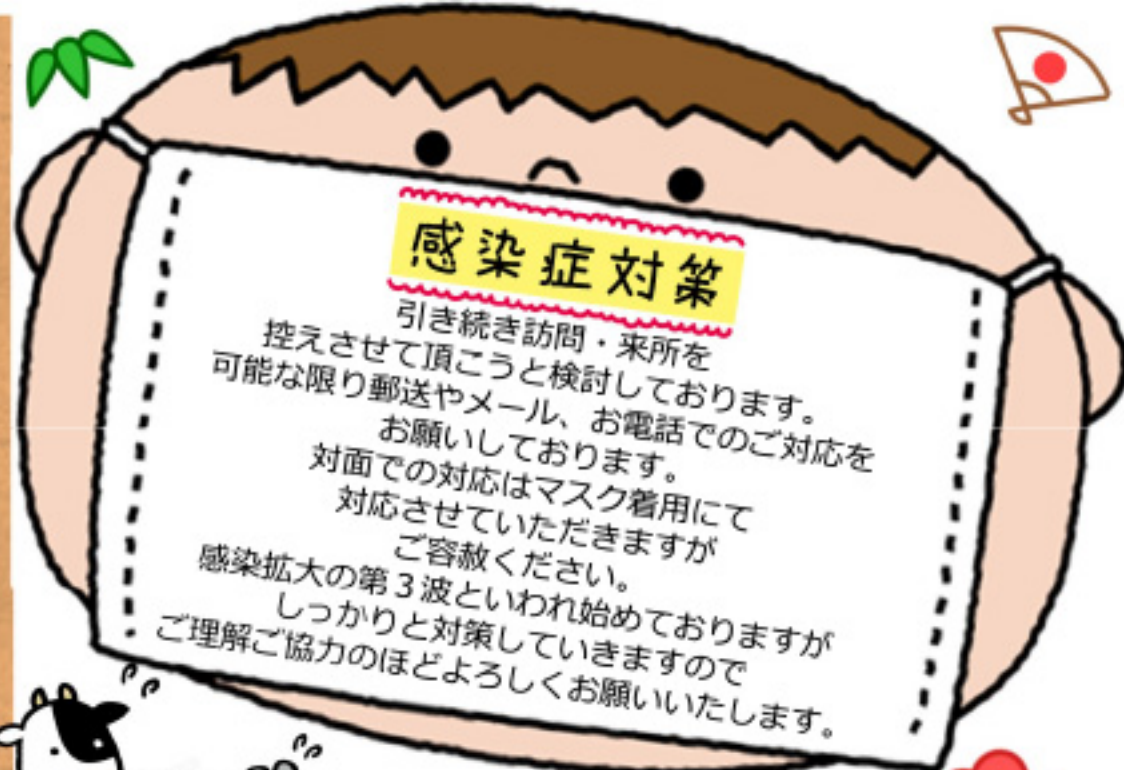
(ウ) 償却資産

- ・令和3年度償却資産申告書

#### 2. 提出期限

令和3年2月1日(月)となっております。

弊所は、認定支援機関の認定を受けておりますので、特例措置に関する申告書の確認につきご支援させていただきますのでお気軽にご相談ください。



浦野会計事務所では「チャットワーク」を導入しています。チャット形式なので過去のやり取りが見やすく「Zoom」にも対応しており今後の非対面の打合せが増えた際にも役立つと考えております。モバイル端末にも対応しております！

- ・ iPhone/iPadアプリは iTunes ページからダウンロードできます。(無料)
  - ・ Androidアプリは Google play ページからダウンロードできます。(無料)
- 携帯でアプリをダウンロードしていただくと通知がきたりlineと同じように写真なども送ることができ便利です。ご検討お願いいたします！(個別にもご提案させていただきます)

